

須賀川地方消防防災協会講習会等助成金交付要綱

令和 7 年 4 月 2 5 日 制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、消防法その他関係法令を遵守し、危険物の安全管理及び消防用設備等の設置と維持管理の強化に努めるとともに、社会情勢に対応した防災体制を確率するため、消防防災分野における各種講習会及び資格試験（以下「講習会等」という。）に要する費用の一部として助成金を交付することにより、会員の資質向上を図る。

(助成金の交付の対象となる講習会等)

第 2 条 助成金の交付の対象となる講習会等は、危険物関係、消防用設備関係、防火管理関係、防災関係、その他会長が適当と認める講習会等とする。

(助成金交付の条件)

第 3 条 助成金は、次の各号に掲げる場合に交付する。

- (1) 講習会にあっては、当該講習の実施団体が定める課程を会長が認定した期間内に修了した場合
- (2) 資格試験にあっては、当該試験の実施団体が定める試験を受験した場合

(助成金の額)

第 4 条 助成金の額は、講習会等（テキスト代を含む。）の額の 2 分の 1 以内で、消防用設備関係及び防火管理関係並びに防災関係に関するものは 5,000 円、危険物関係は 3,000 円を上限とし、100 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(助成金の交付申請)

第 5 条 助成金の交付申請及び請求は、講習会等の修了後、会長が定める期間内に須賀川地方消防防災協会講習会等助成金交付申請書兼請求書（第 1 号様式）に領収書その他会長が必要と認める書類を添付し、会長に申請するものとする。

- 2 前項に定める申請は、同一年度内において一の会員あたり 1 回（1 名）を限度とする。ただし、会長が特に認める場合は、この限りではない。

(助成金の交付の決定)

第 6 条 会長は、前条に基づく申請があったときは、その内容を審査したうえで助成金の交付について決定するものとし、その結果について、須賀川地方消防防災協会講習会等助成金交付決定通知書（第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付の方法)

第 7 条 助成金の交付は、事務局の窓口において現金により行うものとする。なお、申請者が金融機関の口座へ振込みを指定する場合は、振込みに要する手数料を減じた額を振込むものとする。

議案第 3 号

(交付の決定の取消し)

第 8 条 会長は、申請者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたと判明したときは、交付の決定を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第 9 条 前条の規定により助成金の交付の決定を取り消された場合、又は助成金の交付を受けた年度の末までに須賀川地方消防防災協会の会員でなくなった場合は、本要綱に基づく交付を受けた助成金の全額を返還するものとする。ただし、会長が返還の必要がないと認める場合は、この限りではない。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 2 5 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。